

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年3月19日

奈良県監査委員	斎藤 信一郎
同	森田 康文
同	田尻 匠
同	小林 誠

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>知 事 公 室</p> <p>東京事務所</p>	<p>令和元年 11月7日</p>	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 108,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、所内における事務処理状況の情報共有化等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
<p>総 務 部</p> <p>自治研修所</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計 23,597,280円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為等の事務について適正な執行に努める。</p> <p>契約案件、契約時期を一覧できる整理表により進捗状況を的確に管理し、所内において周知徹底を図るほか、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
奈良県税事務所	令和2年 1月10日	<p><b>現金収納手続きについて</b></p> <p>令和元年8月6日に奈良県税事務所窓口で個人事業税192万4,000円の納付のために納税者が支払った現金193万円のうち20万円を紛失した事例が認められた。</p> <p>今後は、収納した現金について正確に金額確認を行う等、現金収納の手續きの厳格な運用に努め、再発を防止できるよう対応策を検討されたい。(意見事項)</p>	<p>以下のとおり職員教育を行うとともに、ハード面の整備を行い、令和2年1月6日から防犯カメラも稼働させているところである。</p> <p>1. 職員教育（窓口対応）について</p> <p>現金取扱者（窓口対応者）は、金額の多寡にかかわらず、必ず納税者の前で「声を出して」計数し、納税者から見えるところに設置した紙幣計数器にかけたうえで預かり金額を「声を出して」納税者に確認し領収印取扱者に引き継ぐ。</p> <p>高額（50万円以上）の場合には、必ず2人で計数し、それぞれの計数額を納税者に確認したうえで紙幣計数器にかける。</p> <p>現金取扱者及び領収印取扱者は、それぞれの受け持ち業務が終了するまで絶対に別の行動をしない。</p> <p>現金取扱者及び領収印取扱者が当該作業中に、他の職員は絶対に話しかけたり、業務を中断させるようなことをしない。</p> <p>領収書及び釣り銭の交付にあたっては、必ず「声を出して」納税者に確認しながら交付する。</p> <p>上記のことを徹底するために、窓口と領収印保管場所に「貼り紙」をして常に注意喚起している。</p> <p>2. ハード面の整備について</p> <p>紙幣計数器を令和元年12月12日から導入するとともに、防犯カメラについても「防犯カメラの設置・管理運用要領」を定めたうえで、「窓口のやりとり」「窓口から領収印保管場所の動き」「領収印保管場所での行動」の3点を記録できるよう令和2年1月6日から運用開始した。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>中南和県税事務所</p>	<p>令和2年 1月14日</p>	<p><b>産業廃棄物税の徴収不足について</b>          奈良県産業廃棄物税条例において、産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法によるとされているが、特別徴収義務者が課税標準である産業廃棄物の重量とそれに係る税額を誤って申告していたのに、中南和県税事務所において、申告額調査における資料の確認が十分でなく、この誤りを見逃ごしたため、平成27年6月から令和元年8月までの申告納入額が13,456,710円過小となっていた。これによる過少申告加算金は1,342,300円、延滞金は715,900円となり、特別徴収義務者から徴収すべき額が合計15,514,910円不足していた。          今後は、公平かつ適正な課税に向けて、実地調査において資料の確認を十分行うなど、課税事務の適正な執行に努めるべきである。          (指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b>          委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が11件(契約額等合計6,567,828円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、1か月以上3か月未満の事例が10件となっていた。          契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち7件(契約額合計</p>	<p>令和元年11月1日、本件の特別徴収義務者に対し、当該申告額確認のため再調査を実施。集計誤りによる申告納入漏れを確認し、誤りのあった申告を是正させ、該当の産業廃棄物税の更正及び過少申告加算金の決議・通知を行い、不足の申告納入額及び過少申告加算金、延滞金を直ちに徴収した。          今後は、特別徴収義務者に対し適正な申告納入を指導すると共に、調査にあっては実地調査時における調査資料(帳簿等)の確認を調査確認書及び調査票等を活用しながら、複数人で十分に行い、同様の事案が発生することのないよう精度の向上に努める。</p> <p>契約処理の遅延をなくすため、総務課内において総合庁舎管理の年度更新事務の契約手続き状況の可視化を行い、職員が相互確認できるよう情報共有を行った。契約手続きの手順を契約毎に整理し、契約処理に遅延がないよう円滑に業務が遂行できるよう業務分担体制を図るとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備した。          今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正化及び円滑な事務処理執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>4,341,816円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
自動車税事務所	令和元年 12月13日	<p><b>支出事務の遅延について</b></p> <p>平成30年3月分の後納郵便料金(247,239円)については、支払期限が平成30年4月27日となっていたのに、支出事務が遅延し、同年5月15日に支払っていた。そのため、17日分の延滞利息1,626円が生じていた。</p> <p>今後は、適時、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件(契約額合計 321,134円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>支出スケジュール管理表の作成等によりチェック体制を強化し、支出事務の適正な執行に努める。</p> <p>奈良県会計規則等の関係規定を十分理解させるとともに、契約案件、契約時期等を一覧できるチェックリストの作成等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p>
地域振興部 文化会館	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行う</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>こととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 7,892,814円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の5件全てで、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
美術館	令和元年 12月17日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が30件(契約額等合計 13,867,987円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了又は納品後に行っていた事例が26件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が13件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち5件(契約額合計8,571,901円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>自動販売機の使用許可に伴う電気料金の徴収過大について</b></p> <p>行政財産目的外使用許可に伴う自動販売機の電気料金については、実費相当額を使用者が負担することとされているのに、平成28年度から平成30年度の電気料金について、使用者から徴収するに当たり電気料金の算定方法を誤っていたため、実費相当額とはなっておらず計53,356円を過大に徴収していた。</p> <p>今後は、行政財産目的外使用許可に伴う電気料金の徴収については、関係通知に基づき、実費相当額となるよう適正な電気料金算定方法で徴収を行われたい。 (注意事項)</p> <p><b>郵便切手等交付簿の記載漏れについて</b></p> <p>平成29年度の郵便切手等交付簿において、レターパック(平成28年度末の残高は33,450円、平成29年度中の購入額は10,800円)の記載箇所がなく、受払の状況や残高を事後的に確認できない状況であり、かい長の確認及び検印も受けていなかった。また、平成30年3月末の郵便切手の月計、累計の記載が漏れており、かい長の確認及び検印も受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現</p>	<p>今後は、所属内で適正な算定方法を周知するとともに、複数の職員によるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。なお、過大徴収額については、返還済み。</p> <p>平成30年度以降の郵便切手等交付簿では、郵便切手とレターパック、それぞれの受払の状況や残高を記載し、適正な管理に努めている。また、郵便切手の月計、累計の記載や所属長の確認及び検印についても、現在は月末の集計時に確認を徹底している。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>金と同様の取扱いが必要である。          今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。          (注意事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b>          今回の監査において、収入事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。          事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。          (指摘事項)</p>	<p>所属長が、関係法令や規則等に基づいて処理するよう指導監督し、不適切な事務処理がないよう努める。</p>
<p>橿原考古学研究所</p>	<p>令和元年 12月20日</p>	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b>          委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が138件(契約額等合計 331,104,945円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が72件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が8件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が46件、③3か月以上の事例(最長10か月20日)が20件となっていた。          契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち62件(契約額合計 95,332,881円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>



部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>公共料金用現金出納簿の未記入及び未作成について</b></p> <p>資金前渡職員は、現金出納簿を備え、出納の都度その事実に従い適確に記入整理し、常に経理の状況を明らかにすることとされており、電気代の支払いのために平成29年度は12月以降に計 538,323円、平成30年度は計 14,470,259円の資金前渡を毎月受けて現金の出納を行っていたのに、平成29年度の公共料金用現金出納簿に平成29年度の12月分以降の現金の出納の事実を記入しておらず、また、平成30年度は、公共料金用現金出納簿を備えることすらしていなかった。</p> <p>また、所属長は、毎月末日に現金出納簿を検査し、その余白に検査年月日を記入し、確認印を押印することとされているのに、平成29年12月以降、この検査を行っていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>郵便切手等交付簿の記載漏れについて</b></p> <p>平成30年度の郵便切手等交付簿において、ハガキ(30年度の購入額 62,000円)及びレターパック(30年度の購入額 25,920円)の記載箇所がなく、受払の状況や残高を事後的に確認できない状況であり、かい長の確認及び検印も受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。</p>	<p>現金出納簿を作成し、出納の都度記載するよう、内部統制を強化・実施し、改善に取り組むとともに、毎月末における所属長における検査を確実に実施する。</p> <p>令和元年度以降の郵便切手等交付簿では、ハガキとレターパック、それぞれの受払の状況や残高を記載し、適正な管理に努めている。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図りたい。 (注意事項)</p> <p><b>かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について</b> 平成30年度の業務委託契約1件(契約額 11,404,800円)について、奈良県契約規則第26条第1項第4号等により樞原考古学研究所所長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は文化資源活用課で契約事務を行うこととされているのに、同所長が契約締結に関する事務を行っていた。 今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>予定価格の設定を行わずに随意契約した契約について</b> 随意契約により契約を締結する場合は、なるべく2人以上から見積書を徴し、あらかじめ設定した予定価格と比較、検討することによって価格の妥当性を図ることとされているのに、平成30年度に随意契約により契約を締結した工事に係る全ての契約35件(契約額合計 25,790,403円)について、予定価格を定めないまま契約を締結していた。 予定価格の設定については、平成30年3月19日の監査において、適切に行うよう口頭指導したところであるが、改善されていなかった。 今後は、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b> 前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改</p>	<p>今後は、奈良県契約規則等に基づき、適正な契約事務の執行に努めるとともに、支出負担行為事務にかかるチェックリストを活用して実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>今後は、工事の予定を早期に所属内で共有するとともに、奈良県契約規則等に基づき、なるべく2人以上から見積書を徴収の上、あらかじめ予定価格を設定し、適正な事務処理に努める。</p> <p>所属長から出納員(総務課長、総務係長)に対し関係法</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>善を求めたところであるが、今回の監査においても、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>令や規則等の遵守を徹底するよう指示をするとともに、総務課長から係員に対し適正な事務処理を行うよう指示を行った。今後も引き続き、不適切な事務処理がないよう努める。</p>
万葉文化館	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が57件(契約額等合計64,356,162円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が35件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が20件、③3か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち17件(契約額合計47,330,197円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
民俗博物館	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必</p>	奈良県会計規則等に基づき、

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 1,331,542円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p><b>かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について</b></p> <p>平成30年度の物品の貸借契約1件(契約額 650,160円)について、奈良県契約規則第26条等により民俗博物館長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は文化資源活用課で契約事務を行うこととされているのに、同館長が契約締結に関する事務を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>今後は、奈良県契約規則等に基づき、適正な契約事務の執行に努めるとともに、支出負担行為事務にかかるチェックリストを活用して実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
図書情報館	令和元年 12月13日	<p><b>行政財産使用料の調定事務の遅延について</b></p> <p>行政財産の使用料は前納とすることとなっているのに、調定事務が遅延したことにより、納期限を行政財産の使用日後の日付に設定し、使用日より後に納入通知書を発行して、使用日後に収納していた事例が1件(調定額 6,966円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県行政財産使用料条例施行規則及び奈良県会計規則に基づき、調定事務の適正な執行</p>	<p>今後は、イベントの計画を余裕をもって作成し、必要な使用料の確定を行い、奈良県行政財産使用料条例施行規則及び奈良県会計規則に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が12件(契約額合計 29,450,922円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が10件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計 24,468,480円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>福祉医療部</p> <p>中和保健所</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b></p> <p>平成30年度末の郵便切手の保有残高は437,981円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金</p>	<p>平成31年度は、郵便切手の購入を抑制し、適正に処理を行った。今後も郵便切手の使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめ、</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>支出負担行為の遅延について</b>            委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計 60,534円）認められた。            今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>効率的な予算執行に努める。</p> <p>今後は、奈良県会計規則を遵守し、所内における事務処理状況の情報共有化等によりチェック体制を強化して、物品購入に係る支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p>
吉野福祉事務所	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b>            委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件（契約額合計 16,804円）認められた。            今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>取り扱いについて会計局に再確認をし、令和元年10月以降は、業務の完了確認を行った後に、支出負担行為整理区分に基づき、支出負担行為兼支出命令書で執行を行うよう是正した。            今後も、奈良県会計規則に基づき、適正なチェック体制と、適正な会計事務の執行に努める。</p>
心身障害者福祉センター	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b>            委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこ</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、所内における事務処理状況の情報共有化等によりチェック体制を強化して、契約事務の適正な執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 105,030円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>物品購入に係る事務処理の不備について</b></p> <p>平成29年度及び30年度に購入した備品(11件 合計額 2,212,602円)の全てについて、奈良県会計規則等によりかい長が出納員に送付することとされている物品購入調書を作成していなかった。また、備品管理簿の登記は、登記原因の発生の都度しなければならぬとされているのに、上記の備品全てについて、かい長は備品管理簿に登記していなかった。</p> <p>今後は、実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に則り適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>注意を受けた物品購入に係る事務処理の不備については是正を行った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則を遵守し、所内における事務処理状況の情報共有化等によりチェック体制を強化して、物品購入に係る事務の適正な執行に努める。</p>
視覚障害者福祉センター	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされ</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制の強化及びスケジュール管理</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ているが、平成30年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（支出負担行為額合計 1,600,488円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p>	<p>の徹底により適正な事務処理に努める。</p>
登美学園	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が14件（契約額等合計 2,978,697円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が10件（うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が5件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち7件（契約額等合計 915,838円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記の1件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、適正な事務処理に努める。</p>



部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>委託業務完了前の支払について</b> 平成30年度のボイラー保守点検業務委託について、保守期間は平成31年3月31日までとなっていたのに、平成31年2月25日までに委託料の全額(237,600円)を支払っていた。 今後は、地方自治法及び奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>注意のあった「ボイラー保守点検業務委託」について、平成31年度の委託料全額支払は、保守期間終了後の令和2年4月に支払を行い、是正を図った。 今後、契約内容を十分に確認の上、支払事務を行う。</p>
<p>医療政策局</p> <p>薬事研究センター</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額等合計282,960円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(支出負担行為額110,160円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良</p>	<p>予算執行事務に関して奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるダブルチェック体制を実施して内部統制を確立する。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
<p>こども・女性局</p> <p>女性センター</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b></p> <p>平成29年度末の郵便切手の保有残高は73,381円、平成30年度末の郵便切手の保有残高は64,299円となっており、いずれも年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、業務完了後又は納品後に支出負担行為を行っていた事例が17件(契約額合計 2,112,680円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額合計 178,200円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁</p>	<p>令和元年度の郵便切手の保有については、毎月末の残額及び昨年度の実績を確認しながら必要最小限に努めた。今後も、引き続き効率的な予算執行に努める。</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延が発生しないよう、職員に対し、指摘事項の周知徹底を行った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックシートを作成して進捗状況を的確に管理するなど、管理職による実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
高田こども家庭相談センター	令和2年 1月21日	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b> 平成29年度末の郵便切手の保有残高は112,462円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。 郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>郵便切手の保有について、毎月末の残高及び昨年度の実績を確認しながら必要最小限となるよう努めている。 今後も引き続き効率的な予算執行に努める。</p>
精華学院	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 1,182,456円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が3件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計 862,560円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、業務委託、工事請負契約に係る事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。 また、係内における情報共有や書類の確認の徹底等を図る事により、決裁過程におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</b></p> <p>公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件(保険料 25,830円)認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、支出については適正に処理されたい。(注意事項)</p>	<p>公用車の自賠責保険料の支払については、前金払いを徹底する。</p> <p>今後は同様の案件が起こらないよう課内で事案を共有し、適正な事務処理に努めるとともに、間違いを未然に防げるような体制づくりに努める。</p>
<p>くらし創造部</p> <p>榎原公苑</p>	<p>令和2年 1月14日</p>	<p><b>かい長へ事務委任されていない占用許可等の更新について</b></p> <p>都市公園法に係る公園施設の設置等の許可及び占用許可の更新について、榎原公苑長に対する事務委任規則が定められておらず、本来は榎原公苑長ではなくスポーツ振興課で許可事務を行うこととされているのに、平成30年度の占用許可等の更新について、榎原公苑長が許可事務を行っている事例が4件(使用料合計 939,020円)認められた。</p> <p>今後は、都市公園法、奈良県立都市公園条例等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が18件(契約額等合計 17,335,466円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後</p>	<p>スポーツ振興課において榎原公苑管理運営規則を改正し、公園施設の設置等の許可及び占用許可の更新について、スポーツ振興課長から榎原公苑長に対して事務委任する旨規定した。</p> <p>引き続き関係法令に基づき適正な事務の執行に努める。</p> <p>再発防止のため、委託契約等に係る事業の進捗管理、チェック体制の一層の強化を図った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>に行っていた事例が10件（うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が8件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件（契約額等合計15,240,960円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p> <p><b>内部統制の強化・充実について</b></p> <p>今回の監査において、収入事務、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令、規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>	<p>事務処理を適正に行えるよう複数の職員に対して根拠となる法令や規則等について、会計及び契約事務に関する研修を実施した。</p> <p>今後は、研修等を継続するとともに、決裁過程において複数の職員による相互確認を行い、内部統制の充実に努める。</p>
<p>産業・雇用振興部</p> <p>奈良しごとiセンター・高田しごとiセンター</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>賃貸借契約の不適切な発注について</b></p> <p>ノートパソコンの賃貸借契約2件（契約額 期間合計 997,920円）において、仕様及び契約期間が同一であるため一体的発注が可能と考えられるのに、予算事業が別であることから、個別に調達を行い、予定価格が随意契約によることができる場合の上限額80万円をそれぞれ下回るとして、随意契約</p>	<p>今回のようなケースを含め、契約事務の執行に際し、事前に十分な調査、検討を行い、地方自治法、奈良県契約規則に基づき、適正な執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>を行っていた。</p> <p>今後は、事前に十分な調査、検討を行い、地方自治法、奈良県契約規則に基づき、契約事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 92,884円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が1件であった。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計 42,984円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>委託料、工事請負費等の契約においては、契約締結時には遅滞なく支出負担行為を行うよう、また契約書の作成時期についても契約締結時遅滞なく作成を行うよう、職員に周知徹底を図った。</p> <p>さらに、内部のチェック体制として複数の職員によるチェックを徹底し、委託料、工事請負費等にかかる支出負担行為及び契約書の作成事務について、関係規程に基づき適正な事務処理に努める。</p>
産業会館	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされ</p>	<p>支出負担行為の遅延については、奈良県会計規則等に基づき適正な執行に努めるとともに、契約案件について進捗管理を行うなど、チェック体</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ているが、平成29年度及び平成30年度の備品購入契約について、納品後に支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計 250,644円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>制を強化することで今後このような事例が発生しないように事務処理を行う。</p>
<p>農 林 部</p> <p>北部農林振興事務所</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から、1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額等合計 600,224円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 450,360円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記の1件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件に関しては、進捗管理の一覧表を作成して所内で共有し、決裁過程を含めて関係職員全員で進捗状況を把握、管理が行える体制を強化する。</p> <p>また、予算令達においては、適正な時期に令達を受けられるよう、本課との連携をより密にし、適正で確実な執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
中部農林振興事務所	令和2年 1月14日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の賃貸借契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額等合計 230,960円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>契約事務等の手続きについて、手続きの流れを再確認し、所内の連携を一層図るとともに、決裁過程におけるチェック体制の強化を行うなど内部統制の整備に取り組みながら契約処理の遅延防止に取り組んでいる。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正化及び円滑な事務処理の執行に努める。</p>
東部農林振興事務所	令和元年 11月25日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額等合計 732,576円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 518,400円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に務める。</p>



部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	
<p>南部農林振興事務所</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 6,799,680円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額等6,750,000円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、すべての職員に対し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知徹底を図るとともに、所内における情報共有や書類確認の徹底を行うことにより、決裁過程におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
<p>畜産技術センター</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行う</p>	<p>今後は、各職員に対し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知を図るとともに、職員間での情報共有や書類確認を徹底するなど、決裁過程におけるチェック体制を強化することにより、実</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>こととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 386,640円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 340,200円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち1件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>効性のある内部統制の整備に取り組みながら、適時の予算令達を受け、支出負担行為及び契約書作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>
家畜保健衛生所	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計 550,716円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするとき</p>	<p>今後は、各職員に対し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知を図るとともに、職員間での情報共有や書類確認を徹底するなど、決裁過程におけるチェック体制を強化することにより、実効性のある内部統制の整備に取り組みながら、支出負担行為及び契約書作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>は奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計53,916円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">（指摘事項）</p>	
<p>なら食と農の魅力創造国際大学校</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が12件（契約額合計16,046,369円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が7件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が5件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計14,113,839円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁</p>	<p>今後は、所属内の職員に対し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等関係法令の周知を図り、所内での情報共有や書類確認の徹底、前年同期と今年度の進捗との突合とともに、決裁過程におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
<p>県土マネジメント部</p> <p>奈良土木事務所</p>	<p>令和2年 1月16日</p>	<p><b>道路占用料の調定事務の遅延について</b></p> <p>平成30年度の道路占用料について、調定が調定すべき日から1か月以上遅延し、納入の通知が奈良県道路占用料に関する条例で定められた納期限（平成30年4月30日）よりも遅延していた事例が7件（調定額合計 63,528,960円）認められた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>行政財産使用料の調定事務の遅延について</b></p> <p>平成30年度の行政財産使用料について、納入の通知が奈良県行政財産使用料条例施行規則で定められた納期限（平成30年4月25日）よりも遅延していた事例が3件（調定額合計 48,365円）認められた。</p> <p>今後は、同条例、同規則等に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>証紙収納実績の報告漏れについて</b></p> <p>消印した収入証紙については、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告し、また、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するために振替通知書を会計局に提出することとされているが、奈良土木事務所所管の河川砂利採取許可申請手数料の1件（37,700円）について、誤って、証紙収納実績報告書に計上してお</p>	<p>事務執行に当たって、調定及び納入通知の遅延を防ぎ計画的な処理を行うため、占用料についてのチェック体制を強化し、事務処理期間を勘案したうえで、適正な事務の執行に努める。</p> <p>事務執行に当たって、調定及び納入通知の遅延を防ぎ計画的な処理を行うため、行政財産使用料についてのチェック体制を強化し、事務処理期間を勘案したうえで、適正な事務の執行に努める。</p> <p>計上漏れとなっていた証紙収納実績報告書については、適正な方法で修正報告を行なったところ。今後は関係通知等に基づき、適正な事務執行に努めていく。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>らず、また、振替通知書も提出していなかった。</p> <p>そのため、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の河川砂利採取許可申請手数料への振替額が、37,700円少なくなっていて、決算額にも影響していた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p><b>雪寒対策業務に係る委託料の支払不足について</b></p> <p>雪寒対策業務に係る委託料の支払に当たり、算定を誤ったため支払額が不足していたものが2件(不足額計 494,188円)が認められた。</p> <p>今後の事務処理に当たっては誤りが起こらないようチェック体制の充実に努められたい。(注意事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が170件(契約額等合計 398,226,517円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が68件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が7件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が97件、③3か月以上の事例が5件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければ</p>	<p>事務執行に当たって、誤りのない処理を行うため、委託料の支払について複数職員で内容確認し、支払事務における適正な事務処理についての意識改革を徹底する事で、適正な事務の執行に努める。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、また、決裁過程においてチェックリストを作成し確認を実施するなど、所属におけるチェック体制を強化し、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち153件（契約額合計 371,086,013円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち98件（契約額等合計 289,771,247円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時等までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
郡山土木事務所	令和2年 1月16日	<p><b>道路占用料の調定事務の遅延について</b></p> <p>平成30年度の道路占用料について、調定が調定すべき日から1か月以上遅延し、納入の通知が奈良県道路占用料に関する条例で定められた納期限（平成30年4月30日）よりも遅延していた事例が3件（調定額合計 1,309,760円）認められた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>河川占用料の徴収過不足について</b></p> <p>河川占用料の徴収に当たり、調定額を誤ったため、徴収額が不足していたものが、平成28年度で1件（徴収不足額 37,800円）、平成29年度で1件（徴収不足額 40,970円）認められ、徴収額が過大となっていた事例が平成30年度で1件（徴収過大額 20,980円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県流水占用料等に関する条例等に基づき、事務の適正な執行に努めるとともに、決裁</p>	<p>調定件数が多数あるため、詳細に事前チェックを実施するとともに、占用継続案件について、早期に事務手続きを開始し、条例等に基づく適切な事務の執行を行う。</p> <p>今後は占用許可内容を十分把握し、徴収額に過不足が発生しないよう適正な事務の執行を行う。</p> <p>また、決裁過程において、複数職員による確認等、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p><b>道路占用料及び河川占用料に係る未収金の不適切な事務について</b></p> <p>平成30年度の道路占用料及び河川占用料に係る未収金について、納期限後20日目に督促状を発行することとされているのに、督促状の発行の時期が3か月以上遅延している事例が24件(調定額合計208,020円)認められた。</p> <p>また、督促状に記載された指定納期限を過ぎてもなお納付がない債務者に対して催告を行っていないなど、未収金の管理が不十分な事例も認められた。</p> <p>今後は、奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱等に基づき、適時適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が26件(契約額等合計47,451,984円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が10件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が5件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が14件、③3か月以上の事例が2件(うち最長のものは11か月以上)となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければ</p>	<p>今後は奈良県土木使用料等の徴収に係る取扱要綱等に基づく督促状の発行及び未納者への催告について適切な時期に行う等、未収金の管理を徹底する。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化するなど、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち21件（契約額合計 46,825,528円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち9件（契約額等合計 23,352,844円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時等までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
高田土木事務所	令和元年 12月20日	<p><b>道路占用料の調定事務の遅延について</b></p> <p>平成30年度の道路占用料について、調定が調定すべき日から1か月以上遅延し、納入の通知が奈良県道路占用料に関する条例で定められた納期限（平成30年4月30日）よりも遅延していた事例が7件（調定額合計 18,123,930円）認められた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>河川占用料及び道路占用料の徴収過不足について</b></p> <p>河川占用料及び道路占用料の徴収に当たり、調定を漏らしたため徴収額が不足していたものが、平成29年度の河川占用料について4件（徴収不足額 41,750円）、平成30年度の道路占用料について1件（徴収不足額 29,110円）認められた。</p> <p>また、調定額を誤ったため、徴収額が過大となっていた事例が平成29年度の河川占用料について2</p>	<p>今後は、事務量に応じた準備期間を十分に確保し、決裁過程におけるチェック体制の充実化を図るとともに職員の調定事務における適正な事務処理についての意識改革を徹底することで、条例に基づいた適時適正な事務の執行に務める。</p> <p>再発防止のため、職員に対し再度関係法令の周知徹底を図るとともに、占用料の算出については、チェックリストを作成のうえ、複数人で検算する等、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の執行に務める。</p>



部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>9件（徴収過大額合計 7,460円）、平成30年度の河川占用料について33件（徴収過大額合計 9,390円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県流水占用料等に関する条例及び奈良県道路占用料に関する条例に基づき、事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p><b>資金前渡に係る不適切な事務処理について</b></p> <p>平成31年3月利用分の電話料金(312,564円)について、平成30年度予算により資金前渡された資金が口座に入金された後、別の電話料金等の口座振替が先行したため口座振替不能となり、平成30年度の出納整理期間中に支払いが行われなかったが、その資金の精算が2か月以上遅延していた。なお、平成31年度予算により資金前渡された資金から当該電話料金の支払いが行われていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な前渡資金の管理を行われたい。(注意事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が52件(契約額等合計 124,042,180円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が29件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が18</p>	<p>今後、振替日には、振替がされているか複数の職員で通帳を確認し、振替がされなかったものについては、早急に納付書による支出方法に変更するなど、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な前渡資金の管理の徹底を図る。</p> <p>今回の指摘事項を受け、再度全職員に対し、所長名で契約せずには事業を進めることの違法性、危険性等の周知・徹底を図るとともに、支出負担行為日と実際の契約日の乖離を防ぐため、特に問題となっている随意契約において「進捗管理シート」を活用し、複数の職員による確認を行うことで、内部におけるチェック体制を強化した。今後も、奈良県会計規則、奈良県契約規則に基づき、適正な事務処理に努めていく。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>件、③3か月以上の事例が5件（うち最長のものは7か月以上）となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち47件（契約額等合計 113,468,980円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
中和土木事務所	令和2年 1月14日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が50件（契約額等合計 106,823,353円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が16件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が29件、③3か月以上の事例が5件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされている</p>	<p>契約事務等の手続きについて、手続きフロー図を再確認し、所内の連携を一層図るとともに、具体的に決裁過程におけるチェック体制の整備を行うことで契約処理の遅延防止に取り組んでいる。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正化及び円滑な事務処理執行に努めていく。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>が、上記のうち41件（契約額等合計 92,528,657円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち8件（契約額等合計 5,765,936円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時等までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
宇陀土木事務所	令和元年 11月25日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が9件（契約額等合計 8,795,919円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が5件、③3か月以上の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち8件（契約額合計 8,275,791円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担</p>	<p>総務部長通知（平成7年4月3日付け出第3号）に示されている「支出負担行為整理区分表」、ならびに、会計局から発出されている通知文等を全職員に周知し、支出負担行為の意義と整理する時期を再認識させた。</p> <p>また、決裁過程におけるチェック体制の整備として、支出負担行為チェックリストを作成し、支出負担行為及び契約書作成の遅延の防止を図る。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
吉野土木事務所	令和元年 11月25日	<p><b>道路占用料の調定事務の誤りについて</b> 平成29年度及び平成30年度の看板に係る道路占用料について、調定不足が3件（調定額合計 117,810円）認められた。これは、看板面積を誤って過小に算定したこと、また、占用料の減免を奈良県道路占用料に関する条例に基づき行うべきであったのに、誤って国土交通省通知を適用して行ったことによる。 今後は、奈良県道路占用料に関する条例等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が34件(契約額合計 76,551,083円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が28件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が26件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が6件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契</p>	<p>道路占用料の間違いをなくすため、令和元年度より新たに道路占用計算シートを使用し、誤りがないよう努めている。 また、担当者任せにすることなく、決裁過程において、同計算シートの内容を管理・監督者がチェックする内部体制を整えて取り組んでいるところである。</p> <p>遅延の改善を図るため、土木事務所独自の進捗管理シートを新たに作成した。 大幅に遅延している案件はほぼ随意契約にかかるものであるため、随意契約を対象として、各担当係が同進捗管理シートに、工期・設計書決裁日・契約日・負担行為作成日等を入力することで、事務所の進捗状況を一元管理するとともに、各職員が現在の状況を認識できるようにした。 また、毎週開催する選定審査会の際に管理職員で進捗状況を確認し、遅延のある案件について認識するとともに、担当職員に注意喚起を行える体制を整えた。 これにより今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち9件（契約額合計24,302,544円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>源泉所得税の納付遅延について</b></p> <p>平成29年度及び平成30年度の不動産鑑定報酬の支出に当たり、源泉徴収を行っていなかったため、源泉所得税の納付が遅延していた事例が7件（源泉徴収すべき額合計198,175円）認められた。そのうち1件については延滞税（1,500円）が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>公用車の使用中の事故による損傷について</b></p> <p>公用車の使用中の事故による損傷（県側過失割合100%のもの4件、県側損害額1,135,490円）が認められた。</p> <p>今後は、公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>執行に努めていきたい。</p> <p>個人事業者に対する不動産鑑定報酬が源泉徴収の対象になることを担当課全職員に対し、周知徹底を図った。</p> <p>また、再発防止のため、現在、担当者による源泉徴収チェックシートの添付並びに管理・監督者によるチェックフローによる確認を徹底している。</p> <p>職員の公用車使用時の安全運転意識の向上を図るため、今回初めて地元警察署交通課より講師を招き、所内職員研修会を実施（令和元年11月25日）したところである。</p> <p>また、月1回開「催する所内係長以上の会議においても、安全運転に心がけるよう繰り返し話をしているところであり、今後は、安全運転、車両の適切な使用に努めていきたい。</p>
五條土木事務所	令和元年 12月20日	<p><b>行政財産使用料の調定事務の遅延について</b></p> <p>平成30年度の行政財産使用料について、納入の通知が奈良県行政</p>	<p>今後はこういうことが起こらないよう、庶務課・用地管</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>財産使用料条例施行規則で定められた納期限（平成30年4月25日）よりも遅延していた事例が3件（調定額合計 286,528円）認められた。そして、上記のうち2件（調定額合計 276,971円）では、調定が調定すべき日から1か月以上遅延していた。</p> <p>今後は、同条例、同規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p><b>証紙収納実績の報告漏れについて</b> 消印した収入証紙については、証紙収納実績報告書により四半期ごとに件数、金額等の収納実績を会計局に報告し、また、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の手数料へ振替するために振替通知書を会計局に提出することとされているが、五條土木事務所所管の証明事務手数料の2件（1,000円）について、誤って、証紙収納実績報告書に計上しておらず、また、振替通知書も提出していなかった。そのため、奈良県証紙収入特別会計から一般会計の県土マネジメント関係証明事務手数料への振替額が1,000円少なくなっていて、決算額にも影響していた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき、証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が38件（契約額等合計 127,287,920円）認められた。その態様</p>	<p>理課で発生している年度をまたぐ継続案件については一覧表を作成し調停漏れがないよう課全体で情報共有し、今まで以上にチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>チェック体制の強化は当然のことであるが2名の担当で作業を行い報告もれがないよう徹底する。</p> <p>遅延の多くは随意契約なので、各課で随意契約を行う見込みが発生した段階で一覧表を作成し、月に数回行う選定審査会（各課長以上の構成員）で進捗状況を把握することで、所属におけるチェック体制を強化し、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が19件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が3件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が15件、③3か月以上の事例が4件（うち最長のものは8か月以上）となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち26件（契約額等合計108,594,200円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>防止に努める。</p>
<p>まちづくり推進局</p> <p>奈良公園事務所</p>	<p>令和元年 12月13日</p>	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が28件（契約額等合計52,280,078円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が9件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が3件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が14件、</p>	<p>事務の進捗状況を可視化した「事務処理進捗管理シート」を活用し、複数の職員による確認を行い、内部におけるチェック体制を強化し、再発防止に努めている。今後も、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>③ 3か月以上の事例が5件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち19件（契約額等合計 49,786,900円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>公用車の定期点検整備の不実施について</b></p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、平成30年度に公用車3台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>	<p>所有する公用車の定期点検日および車検日を含めた日程を可視化した進捗管理シートを作成し、計画的に定期点検整備を実施している。今後も、道路運送車両法に基づき、適切な定期点検整備を実施する。</p>
<p>県営住宅管理事務所</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>修繕業務に係る過払いについて</b></p> <p>平成30年度及び令和元年度の修繕業務について、契約書において、修繕単価を落札金額とすべきであるのに、誤って設計金額としたため、過払いとなっていた事例が3件（過払い額合計 1,644,132円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェ</p>	<p>再発防止のため、毎年4月当初に所内研修会を実施し、正しい手続を周知するとともに、契約締結、業務指示、支払いの起案・決済時にチェックシートを用いてチェックを行い、所属におけるチェック体制の構築に努める。</p>



部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
教育委員会			
教育研究所	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が13件(契約額合計 9,376,705円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が8件、③3か月以上の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち5件(契約額合計 7,813,800円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、支出負担行為及び契約書の作成等適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
奈良高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>完了後又は納品後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が5件（契約額合計1,202,796円）認められた。</p> <p>また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち1件（契約額691,200円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p>	
西の京高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の業務委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が9件（契約額合計5,009,184円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が6件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件（契約額合計4,927,212円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
平城高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 4,470,480円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満が3件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の4件全てで、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
登美ヶ丘高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が11件(契約額合計 651,440円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
生駒高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件(契約額合計 2,122,740円)(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が2件)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 1,587,600円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、支出負担行為及び契約書の作成等適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
郡山高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が6件(契約額合計 3,823,740円)(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が2件)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければ</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の遂行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記2件(契約額合計 2,658,960円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち3件(契約額合計 2,663,280円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
大和中央高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 675,400円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後で会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件全てで、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
<p>法隆寺国際高等学校</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>支出負担行為の遅延について</b>            委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件(契約額等合計 901,810円)認められた。上記のうち1件では、会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた。            今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為などを行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
<p>添上高等学校</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b>            委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 2,022,660円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。            契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計1,527,156円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
二階堂高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計1,175,560円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件(契約額合計547,560円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち2件(契約額466,560円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
畝傍高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額等合計2,100,352円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>また、上記のうち3件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
高取国際高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が12件(契約額等合計4,883,620円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(うち会計年度経過後の出納整理期間に支</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>



部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>出負担行為を行っていた事例が3件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、1か月以上の事例が8件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち7件(契約額合計4,317,624円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成が遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>物品の不適切な分割発注について</b></p> <p>生物教室のカーテン(400,000円)及び黒板ふきクリーナー(197,906円)の購入(合計597,906円)に当たり、奈良県オープンカウンター実施要領第5の1により公募型見積合わせをすると年度内の納品に間に合わないとして、見積合わせを省略できる5万円未満の金額になるように12件及び5件に分割して発注し購入していた。また、1台当たり2万円未満の黒板ふきクリーナーを備品として取り扱うこととしているのに、予算が不足しているとして半数以上の黒板ふきクリーナーを備品購入費ではなく需用費で購入していた。</p> <p>今後、物品の購入に当たっては、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、不適切な物品発注とならないよう、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき適正な事務処理に努める。</p>
桜井高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が17件(契約額合計 6,122,164円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が10件(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が5件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が②1か月以上3か月未満の事例が5件、③3か月以上の事例が2件(うち最長のものは6ヶ月以上)となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち14件(契約額合計 5,456,884円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち7件(契約額 821,232円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までには当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
大宇陀高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行ってい</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>た事例が4件(契約額合計 1,019,125円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 870,166円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
<p>榛生昇陽高等学校</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件(契約額合計 486,311円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則の施行について(平成7年4月3日付け出第3号)に定めるとおり、当初に単価契約する委託契約については、支出負担行為兼支出命令書により行うことに改めた。</p> <p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
<p>王寺工業高等学校</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 739,343円)認められた。その態様の内訳は、</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計685,343円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
香芝高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計163,080円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件全てで、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記2件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の管理と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
御所実業高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が23件(契約額合計 7,679,239円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が16件(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が6件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が2件、③3か月以上の事例が5件(うち最長のものは10か月以上)となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち9件(契約額合計 4,609,904円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、上記のうち2件(契約額 585,539円)では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに関係法令に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性の</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行に努めるとともに、内部の多重チェックを強化し、再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>ある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>通勤手当の誤認定について</b> 通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が2件(過支給額30,600円)認められた。 今後は、一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、一般職の職員の給与等に関する条例や関係事務通知等に基づき、適正な認定事務の遂行に努めるとともに多重チェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
吉野高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計126,792円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額合計67,392円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努めます。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
五條高等学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が14件(契約額合計 5,932,962円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が12件(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が6件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち8件(契約額合計 4,613,507円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理及び支出負担行為等を行う時期の把握をするとともに、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
盲学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件(契約額合計 45,087円)認められた。</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>また、上記の5件では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
ろう学校	令和2年 1月21日	<p><b>予算の不適切な執行管理について</b></p> <p>平成30年度の日々雇用職員等の賃金について、予算の令達依頼を適時に行わなかったため令達が遅延したことにより、正当ではない歳出科目(報酬)から一旦支出し、令達を受けた後に正当な歳出科目(賃金)に更正していた事例が3件(合計金額152,236円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県予算規則に基づき予算の令達依頼を適切に行うとともに、今後は適正な歳出科目で支出されたい。(注意事項)</p> <p><b>特別支援教育就学奨励費の誤払について</b></p> <p>平成30年度の特別支援教育就学奨励費について、他校へ転出した児童に対して新入学児童生徒学用品費、通学用品購入費を誤って支給していた事例が3件(合計金額236,546円)認められた。</p> <p>今後は、特別支援教育就学奨励費事務処理手引等に基づき、適切な事務処理に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。(注意事項)</p> <p><b>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行う</p>	<p>今後は、予算の適切な執行管理を行い、奈良県予算規則に基づき予算の令達依頼を適切に行うとともに、適正な歳出科目で支出するよう努める。</p> <p>今後は、特別支援教育就学奨励費事務処理手引等に基づき、適切な事務処理に努めるとともに、担当者を変更し、複数人でチェックするようにした。</p> <p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>



部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>こととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計 736,181円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が5件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満が1件となっていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなくてはならないが、上記のうち2件(契約額合計 163,080円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
奈良養護学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が8件(契約額合計 9,250,675円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後または業務完了後に行っていた事例が7件(うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が7件)、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件(契約額合計 6,048,00円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>また、上記の1件では、特にや</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>むを得ない事情がないのに、契約締結時まで当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>通勤手当の誤認定について</b></p> <p>通勤手当の支給について、通勤距離を過大に認定してしまったため、過払いとなっていた事例が1件(過支給額 49,000円)認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>過払いの通勤手当については返納が完了し、経路を見直し是正した。今後は通勤険路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p>
奈良東養護学校	令和2年 1月21日	<p><b>郵便切手の過大な保有について</b></p> <p>平成30年度末の郵便切手の保有残額は52,247円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど、効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件(契約額合計 22,022,961円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が4件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満</p>	<p>郵便切手の保有について、必要最小限となるよう努めている。また、郵便切手の購入についても、使用予定枚数を的確に把握することで効率的な予算執行に努めている。</p> <p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>の事例が3件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた事例が上記のうち2件（契約額合計 21,314,880円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	
高等養護学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が48件（契約額合計 11,728,328円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が42件（うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が28件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が6件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた事例が上記</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>のうち8件(契約額合計 5,529,612円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
明日香養護学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 315,645円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が1件、③3か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額合計 262,440円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
西和養護学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が14件(契約額等合計 3,689,608円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が10件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなくてはならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち1件(契約額合計 1,056,132円)認められた。</p> <p>また、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった事例が、上記のうち3件(契約額合計 143,754円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>通勤手当の誤支給について</b></p> <p>通勤手当の支給において、事務処理を誤ったため、過払いとなっていた事例が2件(過支給額合計 64,800円)認められた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>過払いの通勤手当2件については返納が完了し、支給額を是正した。</p> <p>今後は、通勤経路の認定について十分注意し、適正な事務処理に努める。</p>
大淀養護学校	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等にあつては、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 14,982,840円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 14,936,400円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>会計規則、奈良県契約規則等を遵守し、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
<p>警 察 本 部</p> <p>奈良西警察署</p>	<p>令和2年 1月21日</p>	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度の工事請負契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件（契約額合計 231,206円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備する</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適正に処理を行うとともに、複数人による確認を徹底し、内部統制の充実に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
生駒警察署	令和2年 1月21日	<p>など、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p><b>支出負担行為の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 432,000円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係職員に対し関係法令等を周知するとともに決裁過程での各決裁者におけるチェック機能を強化するなど、効果的な内部統制により適正な事務の執行に努める。</p>
郡山警察署	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b> 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の工事請負費について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 37,800円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき適正に処理するとともに、所属における複数人によるチェック体制を強化するなどし、同種事案の再発防止に努める。</p>
西和警察署	令和2年 1月21日	<p><b>公用車の使用中の事故による損傷について</b> 公用車の使用中の事故による損傷(県側過失割合100%のもの4件、県側損害額合計 1,515,200円)が認められた。 今後は、公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>幹部による公用車事故防止に係る注意喚起を適時適切に行うとともに、死角等の車両特性を体験させる実車を用いた実技訓練を行い、安全操作の意識付けを図った。 今後も、交通事故防止を推進する機関であることを踏まえ、全職員に対する指導教養を継続実施し、交通事故の未然防止に努める。</p>

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
天理警察署	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成29年度及び平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件（契約額合計 344,952円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p>	<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努める。また、決裁過程におけるチェック機能を強化するなど内部統制の充実に努める。</p>
橿原警察署	令和2年 1月21日	<p><b>警察署の管理下における被疑者所持品の紛失について</b></p> <p>平成29年12月に逮捕された被疑者の所持品（1万円が入った袋）を紛失したとして、平成30年9月の議会の議決を経て1万円の賠償金を支出していた事案が認められた。</p> <p>被疑者が警察官の求めに応じて提示した所持品については警察の管理下に置かれ、警察に管理責任があると考えられることから、取り調べ時の被疑者の所持品の管理について再度徹底し、今後は、再発防止に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> <p><b>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の委託契約等について、納品後又は業務完了後に行っていた事例が6件（契約額合計 388,139円）認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなくてはならないが、それを行わないまま契約書を作成していた事例が上記のうち1件（契約額 64,800円）</p>	<p>事案発覚後、被疑者の所持金品の保管管理の徹底等について指導し、再発防止を図った。</p> <p>今後は、支出負担行為及び契約書の作成事務等について、奈良県会計規則等に基づき、遅延なく事務処理を行うよう、担当職員へ指導を行った。</p> <p>また、複数人による確認を徹底することで、内部のチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努める。</p>



部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
		<p>認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	
五條警察署	令和2年 1月21日	<p><b>支出負担行為の遅延について</b></p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、平成30年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 78,948円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づいて、迅速かつ適正に処理を行う。</p> <p>また、複数人による確認や決裁過程におけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努める。</p>

ウ 財政的援助団体

所 属 名 (所管課名)	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
地方独立行政法人 奈良県立病院機構 (病院マネジメント課)	令和2年 1月15日	<p><b>経営改善の取組について</b></p> <p>地方独立行政法人奈良県立病院機構では、平成29年2月に県が策定した「奈良県立病院機構改革プラン」を受けて第1期中期計画を修正し、様々な手法で経営改善に取り組んでいるところであり、平成30年度の決算では当期純損失が14億1,100万円となり、年度計画の計画額28億2,000万円を達成した。また、平成26年度から平成30年度までの中期計画期間においても当期純損失の期間総額は計123億9,900万円となり、中期計画の計画額計143億7,600万円を達成した。</p> <p>しかし、平成30年度決算では営業収益は医業収益の増加に伴い増加したものの、営業費用は給与費、材料費、減価償却費等の経費の増加に伴い増加したことで、営業利益は前年度と比べて9億800万円減少して、1億7,697万円となり、営業利益に営業外収益及び営業外費用を含めた経常損益では、5億7,263万円の経常損失を計上した。</p> <p>また、平成30年度末の累積欠損金は123億9,800万円と依然として多額となっている。平成30年度末の短期借入金残額は20億円となっており、過去最高額である平成28年度末残高38億8,000万円の半分近くまで減少しているものの、依然として資金不足の懸念は残っている。</p> <p>経営状況は厳しさを増す状況であるが、第2期中期計画に沿った経営改善を着実に実行されたい。 (意見事項)</p>	<p>平成31年(令和元年)度の経営状況について、収益面では総合医療センターが平成30年5月に新病院へ移転した後、入院・外来患者数とも増加していることに加え、IS09001の取得や、高度医療の実施による入院単価の増加等により、医業収入は前年度より約20億円の増収、予算と比較しても約7.5億円増収となる見込みである。</p> <p>一方、費用面では総合医療センターにおける化学療法需要増に伴う薬品費の増加、働き方改革と宿直体制の見直しにかかる給与費の増加、西和医療センターにおける電子カルテ更新による経費や減価償却費の増加などの影響により、医業費用は前年度より約26億円の増加となる見込みである。これらに運営費交付金を加えた経常収支は24億6,000万円の赤字となる見込みである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応を行うことで一般診療への影響が避けられないが、高度医療の取組、新たな施設基準の取得などによって増収を図るとともに、医薬品や医療機器などの調達方法の工夫や価格交渉の徹底等によるコスト削減を行い、引き続き中期計画に沿った経営改善に向けた取り組みを行う。</p>
奈良市場冷蔵株式会社 (中央卸売市場再整備推進室)	令和2年 1月10日	<p><b>経営改善の取組について</b></p> <p>奈良市場冷蔵(株)では、平成29年度の決算で3,511千円、平成30年度の決算で4,096千円の純損失が発生していた。</p> <p>現在抜本的な経営改善に取り組む、黒字化を目指しているところではあるが、引き続き経営改善に努められたい。 (意見事項)</p>	<p>令和2年度は、奈良市場冷蔵経営改善計画(令和2年7月策定予定)に基づき、積極的な収入増加対策や支出削減対策を総合的に行い、黒字決算となるよう、引き続き経営改善に努める。</p>

所属名 (所管課名)	実施年月日	監 査 結 果	措 置 の 内 容
社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 (地域福祉課)	令和2年 1月21日	<p><b>生活福祉資金貸付金の償還未済金について</b></p> <p>生活福祉資金貸付事業は、県等からの補助金を原資とし、低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、早期の生活自立を図ることを目的としている。その貸付金の平成30年度末における償還未済額は、貸付利子及び延滞利子を合わせると約11億1,656万円と多額である。</p> <p>同貸付事業の実施主体である奈良県社会福祉協議会において、コールセンターからの架電、民生委員や各市町村社会福祉協議会と連携した世帯訪問など、償還未済金の償還促進に係る様々な取組を行っているところではあるが、引き続き効果的かつきめ細やかな対策を講じて償還未済金の回収に努められたい。(意見事項)</p>	<p>コールセンターによる償還に対する早期の意識付けや督促の架電、民生委員や市町村社会福祉協議会と連携した世帯訪問によるきめ細やかな償還指導などに取り組んできたが、引き続き償還金未済金の回収に努める。</p> <p>また、現在、債務者が不明の場合には、市町村社会福祉協議会での調査や住民票調査を実施しているが、今後は、調査を含めて民間管理会社(サービサー)に債権管理を委託し回収の効率化を図る。</p>